

答申第 871 号

諮問第 1532 号

件名：投書の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、「投書」（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 1 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 全面的に不開示であるので、この投書が、どのような様式なのか、どのようにして送られてきたものか、いつ送られてきたものか、だれが送ったものか、誰に送ったものか、含め、一切不明である。

(イ) a 開示しないことの理由として、処分庁が個人を識別するということを述べているが、具体的に職員の職務に関する部分があることは推測されるがそれ以上については、不開示文書については、処分庁に主張される通りであるか判断ができない。反論もできない。

b 開示しないことの理由として、個人の権利を害するおそれがあるものが記載されているため。とあるが、不開示であるのでこの処分庁の主張が、妥当であるのかも含めて、判断等できない。

c 開示しないことの理由について、生徒指導事務等に関する情報であって…適正な追行遂行に支障を及ぼすおそれ、と処分庁は主張される。不開示であるので判断ができない。

全面的な不開示について、処分庁の判断が妥当かどうか、反論をしたくてもできない状態である。

本件について全面的な不開示ということが問題である。

さらに、不開示にあたって、どの部分がなぜ開示できないのか、

具体的な説明がなされていない。行政の説明責任が果たされていないことは明らかである。

具体的には、書面の、提出された、日時、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式、文書の内容、開示できない部分があったとしても、その一部分は開示できる。

この本件不開示文書は、職員の指導・審査等につながった文書である。本当にあったのかどうか、明確にすべきである。一部でも開示されるべき文書であるということである。もしくは全面的な黒塗り文書としても、開示という対応をすべきである、されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 「匿名」でとあるから、処分庁に対して、投書の主は名前を明らかにしていないということである。処分庁も名前を把握していないということである。

匿名なら、投書を全面的に全面的に不開示にする理由はない。

- (イ) 処分庁は、投書を保有しているということであるから、処分庁への宛名等のものもあるといえる。

現在の時点で、投書以外にも、開示できるものがあるということである。

- (ウ) 投書をした年月日が記載されているということである。

少なくとも、年月日等を不開示にする理由はない。郵送なら、郵便局のスタンプ印があるはずである。日時等わかる場合もある。

- (エ) 投書者の、意見とあるが、意見以外にも、事実関係について記載されていることは推測できる。意見を公表できないとすることにも疑問がある。

仮に意見部分が開示できないとしても、事実関係については、開示できるはずである。開示すべきである。

- (オ) 投書者自身の主観や憶測に基づいた意見、心情等とある。匿名者の主観等を配慮する理由が理解できない。誤解を受けるかもしれないが、一方的に送りつけられた、投書である。そこまで配慮されることに疑問をもつ。しかしながら主観、や憶測に基づいた意見、心情等、以外は、開示できるということである。

- (カ) 仮に開示請求者に開示した場合、内容等から投書者が特定とあるが、文面を見ていない請求者にとっては、特定できるのかどうか、反論できないことは明らかである。特定できるということ、処分庁の推測、憶測といわざるを得ない。投書者自身に不利益な結果というなら、具体的にどのような不利益を招来するのか説明する、義務がある

といえる。

説明なきことについては、開示することが求められる。

- (キ) 投書者の憶測に基づいて記載された事柄がとあるが、憶測かどうかこれも処分庁の理解に過ぎない。逆に、全面を公開しないゆえに、さらに憶測を深めるということになる。非難、中傷がなされるおそれがある。と、非公開の理由を処分庁は述べられている。

全面的な、非開示の場合、その内容に対して、憶測から、非難、中傷は起きることは明らかである。処分等につながるようになる匿名の「投書」を、非公開にすることは、行政に対する不信も生む。

また、「投書者の了解を得ずに公にする」、ということとはどのようなことか理解し難い。「了解」をどのような手順で了解を得るということか、簡単には、可能でないことを述べられることに疑問をもつ。匿名の投書という段階で、この内容は、全面的に公開されることが前提といえる。匿名の投書というものはそのようなものである一面を持つ。もし、手書きの文書であるなら、筆跡を不明にしたいなら、原本を、パソコンで打ち直して開示・情報提供ということもできる。裁判でそのような事例があった。開示しないということをも前提に、理由を述べられることに、問題を感じる。

情報公開法は、公開が原則である。

- (ク) 個人の権利利益を害するおそれがある。ということであるが、匿名の投書者の権利を害するということは、どのようなことか理由等の具体的説明がない。特定できない個人を守るということは、だれを守るということか、明らかにされていない。仮に個人が特定できる内容があればその部分は黒塗りにしたとしても、事実関係の部分は明らかにできるということである。

明らかにする義務が処分庁にはある。その投書で処分等を行っているからである。

- (ケ) 実施機関が自ら収集した情報でない。ということであるが、匿名による情報は、違法行為等に対して、提供されたとしても、その後処分庁は、その投書によって事実確認、処分等に至っている。行政の職務行為に対して、住民が適切かどうかの判断をするため等に、その投書の内容は欠かせないものである。

何を基にしているのかわからないが、一方的に、信用しなさいというようなもので、その方が無責任であるということである。

開示されないことを前提に提供されたものであるということであるが、請求人はそのされたくないという文面を、見ていないので判断できない。開示しないとする理由とされるなら、その文面の部分を明らかにするべきである。明らかにされないで、具体的理由を明確にされ

ないで、開示しないということは、違法であるといえる。開示したくないから開示しないというように言われているようなものである。

公務員等であるかどうか不明ということである。当該個人を、ある程度特定されたように、個人の権利利益を、侵害する恐れがあるというようなことを主張されているのに、投書者は匿名である、など述べられるところを見ると、投書の文書を見ても、個人を特定することはできないということを述べられているようである。

処分の資料にもなるものであるから、公開されることが求められる。

投書したものは、個人であるかもしれないが、この投書は、現在は、公文書であるといえる。

公に機能している文書といえるし、公文書といえるものである。

- (ロ) 意識して投書をしなくなり、ということを書かれているが、事実関係に関する、情報収集は、いつでも投書ということではなく、投書は、不特定といえるものであり、あたかもなくなると（投書がなくなるというような言い方）、生徒指導等に関する情報を得られず、という言い方も、無理があるといえる。

仮に、情報が得られなかった事例があるのかないのかなど含めて説明を求めるものである。投書が求められないと指導事務に支障をきたすということに対する説明も求めるものである。

- (ハ) 存否については明らかにしている、ということであるが、そのように述べられても、一方的な言い訳である。何も見ないで、信用しなさいといわれても、そうであるなら見せることのできるものを（部分を）明らかにしてもらいたい。処分庁は全面的に見ている。請求人は、あるといわれているだけ。公平でない。

- (ニ) 投書の一部でも開示されることになる、と、投書者が特定、今回では、公務員かどうか不明ということを書かれている。あえて一部でも、開示すると特定される、ということであることと矛盾する。処分庁の予測推測のようであるといえる。何度も主張するが、具体的な理由説明なく開示しないということは、違法であるといえる。開示したくないからしないということは許されないということである。

具体的説明しないときは（開示しないという思い込みだけで）、開示することが処分庁の義務である。

- (ホ) 決論 処分庁は、以前は非開示としていた文書に対して、表題等を、開示するようになった。

開示しない理由を処分庁は、考えるのではなく、開示できる（できるところを）理由を考えて、開示請求者の希望にこたえることが、行政の職務といえる。

審査請求書の趣旨に記載しているように全面的な公開をするとの裁定（決定）を求める。

(3) 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

匿名の手紙に関して、責任を持って説明できる態勢で開示をするというのが一番良かったのではないかと考えている。何のために非開示にしているかと言うと、公開が原則なのに、斜めから見ると、非開示で行こうと決めたからその後全部そういうふうになっているのではないか。そのために何をしたかと言うと、説明できないようなことをせざるを得ないというような言い方が当たっているかどうかは分からないが、そういう行政の不備をあえて非公開という形で請求者に押し付けることについては、問題があるのではないかと考えている。この文書が隠されることによって、何を行政が守りたいのかということがある意味明確ではなかった。では、これを明らかにすれば何が出てくるかと言うと、行政に関心を持っている人が実際に特定された学校に出向いて行って、それについての問題提起や提言、やり取りができて、できたらその学校の今後に関しての、上から目線であるが、サジェスションができるのではないかと考えている。

今回、匿名の文書ということで非公開になった。しかし、この文書をもとに何が行われたかと言うと、事情聴取を校長がしている。実際に処分に関わるような結果が出ている。こういうような職員それぞれの今後を左右する、その学校の在り方等を左右するようなことがその匿名の手紙によって起因している。そういう重要な文書を全く見せないということはいかかなものかと思っている。逆に疑った言い方をすれば、極論だが、こういうやり方が可能ならば、匿名と称して手紙を出して、それをもとに職員の処分を何らかの形でするということもあり得るかもしれないという恐怖政治を職場に植え付けることにもなると思っている。だから、字で誰が言ってきたか分かるとしても、分かる可能性があったとしても、開示すべきと思っている。だから、当事者がわいせつ行為等に関係しているものであるならまた別だが、そうではない今回のような問題に関しては開示してもらいたい。匿名の手紙の場合にはその内容を全文打ち直して示したという事例をどこかで見たことがある。だから、そういう対応だってできたはずなのに、何も見せてもらえなかったら、本当は何なのか。実際にその内容どおりに調べて、内容どおりの事実確認がされて、処分が出たという段階を知りたかったのだが、元々がないので、何も知ることができない。今回の件に関しては、確かに字が分かって、学校関係者で、同じ学校の中だったり、保護者だったりしても、あの人が言ったのかみたいな目線は起きる可能性があるから、なかなか難しいところとは思うけど、やはり何らかの形で開

示をしてほしい。もし全く非公開にしたいということだったら、最初から愛知県の教育行政としては開示できない、匿名についてはこういう扱いをするという根拠や基準を明確にしておかなければいけないだろう。その根拠や基準があるのかもしれないけど、見ていないので、ないという前提で述べると、それらがなくて、今回の対応を決めたとしたら、これは行政の対応としては非常に不備だというふうに断定する。今回はやめた方がよいのではないとか、今回は公開しようかというのは、気分による行政行為だと断定したい。気分で行政をやられたら、サービスを受ける住民としては不適切な対応をされたということで、その問題が指摘されることになるので、もし決まっていなかったら、そういう明確なものを決めてほしい。基準を明確にしておかないと、実際に不開示にしたときに、担当者は十分な説明ができないので、説明ができないということはこれも行政としては不適切である。ある意味オーバーに言えば、違法だとも言える。説明責任を果たすということが情報公開の基本でもあるし、これからの行政の基本でもあるわけだから、それができないような行政システムだというのは、そのシステム自体にもゆがみと言うか、まだ不備なところがある。もしそうでなかったら、今回の請求を機に直してもらいたい。だから、今回の匿名の手紙に関しては、名前が書いてあったら別だが、それ以外は全面的に公開を求めたい。例えば、この文書が郵送されたとしたら封書があるわけだから、封書は愛知県教育委員会どこどこということになっているはずだから、最低でもそれらのものがあるはずなのに、何もないというのは持参されたのかなという気もするし、本当はどういう形で提出されたのかすらも分からない。

それから、付け加えて言うが、今回の処分等に絡んでこの文書が機能しているわけだが、刑事事件においては、不当な証拠は証拠として採用しないというようなシチュエーションもあるわけだから、これが本当に公開できないようなものだったら、もしかしたらこれはいい加減なものでないのか、いい加減なもので何人かの人たちが処分を受けたということになるわけだから、これは由々しきことである。そういうことを疑われないためにも何らかの形で公開すべきではと思う。例えばこれがもし取消し裁判にかかったときに、提出命令がかかると、この文書は出さざるを得ないのではないかと思う。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求内容は、「修学旅行中 職員の飲酒についての通報についてわかるもの（手段、日時等も含む）」であり、実施機関は、匿名で教育委員

会に届いた投書を保有しており、本件請求内容に合致する行政文書として、本件行政文書を特定した。

本件行政文書は、特定の愛知県立高等学校の教員が修学旅行の引率中に飲酒をしたことにより文書訓告となった件において、その発見のきっかけとなった投書であり、投書をした者（以下「投書者」という。）の意見及び投書をした年月が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書には、前記(1)において述べたとおり、投書者の意見が記載されており、その意見全体が投書者自身の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載したものであることから、仮に開示請求者の開示した場合、その内容等から投書者が特定され、投書者自身に不利益な結果を招来したり、投書者の憶測に基づいて記載された事柄があたかも事実であるかのような誤解を招き、記載内容に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。

また、仮に、特定の個人を識別できないとしても、投書者自身の意見や心情等を記載したものを投書者の了解を得ずに公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

本件行政文書は、実施機関が自ら収集した情報ではなく、投書者の自由な意思により実施機関に提供された情報であり、本件行政文書に限らずこのような形態で実施機関に提供される情報は、社会通念上、提供先である実施機関以外の者には開示されないことを前提に提供されたものであると認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、同号ただし書イには該当しない。

また、投書者が匿名であり、当該個人が「公務員等」であるか不明であるため、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、教職員が行う生徒指導に関わるとともに、教職員の処分に影響する等、非常に貴重な情報となる文書であり、このような情報が開示されることとなれば、今後、関係者を含む広く一般の者が、質問、意見の内容等を開示されることを意識して投書をしなくなり、結果として実施機関が教職員が行う生徒指導等に関する情報を得られず、公正かつ円滑な生徒指導事務等の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、投書が「本当にあったのかどうか、明確にすべきである。」と主張している。しかし、実施機関は、本件行政文書を特定した上で不開示決定を行っていることから、投書の存否については明らかにしている。

また、審査請求人は、「日時、受け取られた日時、宛先、差出人、書面の形態、形式、様式、文書の内容、開示できない部分があったとしても、その一部は開示できる。」と主張している。しかし、投書の一部でも開示されることとなると、前記(2)及び(3)において述べたように、その言葉遣い、文面等により投書者が特定されたり、今後、質問や意見の内容を開示されることを意識して投書等がなされなくなったりするおそれがあり、この場合、実施機関は教職員が行う生徒指導等に関する率直な意見等を得られなくなる結果になり、公正かつ円滑な生徒指導等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の愛知県立高等学校の教員が修学旅行の引率中に飲酒をしたことの発見のきっかけとなった投書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その記載内容は、投書者の意見及び投書をした年月であると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書が修学旅行の引率中に教員が飲酒をしたことの発見のきっかけとなったものであったように、一般に投書というものは、実施機関において貴重な情報となり得るものと認められる。

また、通常、県立学校に関して教育委員会に投書を出す者は、教育委員会が投書の内容に関し調査をすることは望んでいると考えられるが、公にされると認識した上で投書を出しているとはいえ、公にすると教育委員会に対し不信感を抱く可能性があると考えられる。

こうしたことから、本件行政文書の内容が一部でも公にされることとなると、関係者を含む広く一般の者が、公にされることを意識して、県立学校に関する具体的かつ率直な意見等を投書に記載することを躊躇^{ちゅうちよ}し、あるいは、投書自体をしなくなるおそれがあり、その結果、教育委員会は、教職員の行う生徒指導等に関する情報の収集が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書を公にすることにより、教育委員会の生徒指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、前記(3)で述べたとおり、全体として条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 9. 21	諮問 (弁明書の写しを添付)
29. 12. 14	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 4. 27 (第 548 回 審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 5. 25 (第 550 回 審査会)	審議
30. 6. 14	答申

答申第 872 号

諮問第 1539 号

件名：相談整理簿の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 3 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 4 月 10 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

情報公開制度は、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

セクシャル・ハラスメントの案件の事実部分のみ公開をしても、誰の案件かが特定されないように個人情報の部分のみを開示をしなければ、当事者に何ら不利益が生ずるとは考えられないし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもない。

公正で民主的な県政を行っていることを示すうえで、職員の不祥事についての処分の検討も厳正に行っていることを公開するべきであり、開示請求文書の個人に関する情報を除いた部分の開示を求めるものである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

このような重大事件は、統計的な情報としてセクシャル・ハラスメントの態様及び対処結果として事件を公開し、処分の公平性を担保すべきである。

悪質なセクシャル・ハラスメントに対し、根拠のない「正確な情報収集に協力しなくなるおそれ」で非開示とすることは、著しく公平性を欠くと言わざるを得ない。

今後、セクシャル・ハラスメントを受けた被害者が、訴えても事件がどうせ握りつぶされるだけだと考えて、セクシャル・ハラスメントの事件を訴えなくなる恐れがある。

「正確な情報収集に協力しなくなるおそれ」があるというならば、過去の具体的事例を示しながらその理由とすべきである。

「正確な情報収集に協力しなくなるおそれ」よりも「訴えても事件がどうせ握りつぶされるだけだと考えて、セクシャル・ハラスメントの事件を訴えなくなるおそれ」のほうが、より現実的である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の職員に係る苦情の申出及び措置状況を記載した「相談整理簿」である。

なお、相談整理簿とは、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成 11 年 3 月 31 日付け 11 人第 79 号参事通知。以下「要綱」という。）に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応する職員（以下「相談員」という。）が、苦情相談を行う職員（以下「相談者」という。）又は他の職員からの苦情相談内容を記録し、事実関係について把握するために作成する記録簿である。また、苦情相談は、相談者と相談員が面接して行う場合と、電話による場合がある。その様式は、要綱に規定されている。

本件行政文書のうち、相談整理簿（平成 24 年 7 月 23 日）（文書 1）には、相談員の氏名、相談日時、相談者の氏名、性別、所属名及び職名、相談方法並びに面談内容及び措置状況が記載されている。

また、相談整理簿（平成 24 年 12 月 19 日、12 月 27 日）（文書 2）には、相談員の氏名、相談日時、相談者の氏名、性別、年齢及び所属名、相談方法並びに面談内容及び措置状況が記載されており、相談者から提供された文書が添付されている。

そのうち、不開示とした部分は、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名、相談者との面談内容、措置状況並びに相談者から提供された文書（相談員の氏名にあっては、文書 1 に記載されたものに限る。以下「本件不開示部分」という。）である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）である。

また、本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録され、これらは特定の個人の人格と密接に関連した情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されており、これを公にすることとなると、今後セクシュアル・ハラスメントの相談者は、相談内容を開示されることを意識して本音を言わなくなるなど、正確な情報収集に協力しなくなるおそれがあり、また、相談を控えることになりかねない。

このように、セクシュアル・ハラスメントの発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、要綱の規定により苦情相談を受けた相談員が作成した2件の相談整理簿であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分のうち、同欄に掲げるとおり、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名を条例第7条第2号に、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書を同条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書きからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名は、相談者が識別されることとなるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

また、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容、事案に対する措置の状況等が記録されており、これらの内容は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容を始めとする相談者の心情等を詳細に記録したものであり、相談者の個人の人格と密接に関連した情報であることから、その全体が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ また、本件不開示部分は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当

するとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。また、本件不開示部分を公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるということはできず、当該情報を、同号ただし書ロに該当するとして開示すべきものと認めることはできない。また、相談者は公務員であるが、相談者がセクシュアル・ハラスメントの相談をしたという情報は、職員の職務の遂行に係る情報とはいえない。したがって、本件不開示部分は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、本件不開示部分が同号ただし書ニに該当しないことは、明らかである。

エ したがって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されており、これを公にすることとなると、今後セクシュアル・ハラスメントの相談者は、相談内容を開示されることを意識して本音を言わなくなるなど、正確な情報収集に協力しなくなるおそれがあり、また、相談を控えることになりかねないとのことである。

当審査会において要綱を見分したところ、第 6 条において「相談員及び苦情相談に関与した職員は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。」と規定されていることが認められた。加えて、当審査会において実施機関に確認したところ、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を職員に対して周知する際にも、相談の内容の秘密は厳守する旨を明示しているとのことである。

前記(3)イにおいて述べたとおり、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されている。

前述したとおり、セクシュアル・ハラスメントの相談制度は相談の内容の秘密が厳守されることが前提であることからすれば、相談の内容を

一部でも開示した場合には、相談者の相談制度に対する信頼が失われ、今後、相談者が開示されることを意識してセクシュアル・ハラスメントに係る相談をすることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、相談をしたとしても詳細な内容に言及することを避けたりすることにより、相談の業務の遂行に支障を及ぼし、その結果、相談制度が成り立たなくなると認められる。

ウ したがって、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 相談整理簿（平成 24 年 7 月 23 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の氏名 ・ 相談者である個人の氏名 ・ 相談者である個人の性別、所属名及び職名 	第 7 条第 2 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者との面談内容 ・ 措置状況 	第 7 条第 2 号 第 7 条第 6 号
文書 2 相談整理簿（平成 24 年 12 月 19 日、 12 月 27 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者である個人の氏名 ・ 相談者である個人の性別、年齢及び所属名 	第 7 条第 2 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者との面談内容 ・ 措置状況 ・ 相談者から提供された文書 	第 7 条第 2 号 第 7 条第 6 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.1	諮問（弁明書の写しを添付）
29.12.8	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30.2.5 (第542回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30.4.18 (第547回審査会)	審議
30.5.24 (第549回審査会)	審議
30.6.14	答申

答申第 873 号

諮問第 1540 号

件名：非違行為報告書・申立書・意見書について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 12 月 5 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開示しないことの問題点等。

黒塗り、開示しないことの問題点として、処分庁が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」ということを述べられている。

しかしながら、職務中に関する事での事案であり、不適切な行動であったとしても、不開示にする理由にはならない。本件に関するような場合、職務行為の内容であり、個人の利益を害するおそれがあるというなら、具体的におそれについての説明が必要である。

どの部分についてなのか、示してその理由を明らかにする責任が処分庁にはある。

(イ) 学校名黒塗りの問題点。

これまで公表されている文書、学校のホームページで、本件、高校名が明らかになるのに、黒塗りにされているということ。

審査表（文書 2）の中に、5 月 25 日から 5 月 27 日までの、北海道修学旅行に出かけたとある。参加人数 234 人（6 クラス）とある。

a 参加人数は、増減はあったとしても、2015 年度の入学者数でほぼ

つかめる。とりあえず、2017年2月25日報道の、公立高校全日制の入試志願者数から、同じ規模の学校が、特定できる。

b 年間計画表、年度初めに各学校が作成しているもの、公表されている。本件と同じ日、5月25日から5月27日まで修学旅行の学校15校が明らかになる。

c この15校の中で、同規模、参加人数から、A高校、B高校、C高校、D高校、E高校が、明らかになった。

ホームページから、B高校は四国、C高校は広島、D高校は九州、E高校は沖縄、A高校は計画表では北海道旅行とあるが、ホームページでは不明。

以上から請求者は、学校名をA高校と特定した。但し、集めた資料等に誤りがあれば、結果に誤りがあることも予想される。

しかしながら、この推論で学校名が特定できない場合が仮にあったとしても、公表されている、学校経営案等を付加すれば、学校の特定はできるはずである。なぜなら、修学旅行でどこに行ったかという事案であるからである。

生徒にとって、学校にとって、修学旅行とは、どこにいったのか、何があったのか隠さなければならないようなことがあること自体、大事件である。なぜ隠されるのか、理解に苦しむことである。

その後の請求等に関して、処分庁が、学校名を公開しない理由根拠について、明確な説明がなされないことに疑問と問題点を考える。

事実関係について明らかになったら、請求者は、さらに今回の事案について、本件の問題解決等のため、深く正確な、内容を知りたいと思っているので、処分庁としてはいたずらな、時間を置くのではなく、補正等というような対応で、少なくとも学校名は明らかにしてもらいたい。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 生年月日について、処分庁文書にはあるが、報告書に記載する必要があるのか、疑問である。公文書開示においては、黒ぬりにしなければならないからである。

生年月日だけは、別紙にするとか、口頭で必要があればのべるとか、してもらいたい。公的機関においては余分な情報は、求めない、収集しないということではなかったかと受けとっている。印についても同じである。

行政文書は、原則公開であるから、また、個人的情報であるという理由を処分庁がのべられるなら、万一の紛失のことも考えて記載事項に配慮してもらいたい。

結論、生年月日は、年齢が記載あれば十分、年齢も必要ない。印は校印で。

- (イ) 「人事について」ということで記載があるが、事案が発生した時、報告されるものと認識していた。もし、処分をするから、「文書を提出しなさい」ということなら、その請求（学校へ）した文書もあるはずであるが、開示された中には、なかった。

どのような経過で、学校からの文書が提出されているのか不明であるので処分庁の説明を求めたい。

- (ウ) 「条例第 7 条第 2 号該当性について」という記載に関して、請求者は、処分庁が、「個人の権利利益を害するという」ことでは説明として、どのようなことか、わからない。ということを強調したい。

生年月日以外について、個人の情報という認識についても、理解しがたい。

- (エ) 「非開示の根拠規定を示すだけでは、理由として不十分」という報道がある。これは、1992 年の最高裁判所判決とのことであるから、今回、処分庁の黒ぬり部分についての説明も、規定を示すだけにあたるといえる。

本件請求文書で、職員の名前を公開したら、具体的に権利利益を害するのか、説明をする義務があるということである。どのような権利か、どのように害されるのか明記されなければ、請求者には、理解できないということである。

- (オ) 投書者の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載した文書とある。

判断したのは、処分庁であって、なぜ、主観、憶測と判断したのか、請求者には、わからない。判断すら材料がないからできない。

このような受けとり方しかできない記載は、説明しているとはいえない。

- (カ) 処分庁はなぜ、「投書者の憶測に基づいて記載された事柄が…。投書者に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。」ということであるが、これは、まさに、憶測である。これは、説明とはいえない。

投書者の了解を得ずにとあるが、どのようにして了解を得るのか、明らかにされていないが、出来るのか、出来ないかもわからないことを、理由としてのべることも、説明とはいえない。

これが、さらに権利利益を侵害するおそれがあるという表現は、処分庁が、開示しない部分へのこじつけとしか、いえない。

条例に該当するという結論には、結びつかないといえる。

- (キ) 被処分者の申立書、校長の意見書に関しては、仮に個人の心情につ

いて、開示できないとしても、事実関係、職員の職務行為に関する部分は開示できる。公務員の職務行為は公開することが原則である。

- (ク) 投書に関して、処分庁は、開示されないことを前提とされているが、一方的に、決めつけられても、請求者としては、反論できない。

処分に関する投書であるなら、(職員の違法行為) 中傷内容の可能性もあり、また、その後処分のために、内容がもとになっていることを考えると、提供された文書について、不開示にすることは、許されないと見える。「投書」が、公的文書であるからである。

- (ケ) 条例ただし書きに該当しないとす記載がある。

公にすることが予定されている情報とはいえないとあるが、職員の職務中、職務行為に関する内容だったら、また、処分の判断等のための内容を記載した(証拠となったもの)ものなら、そのような機能したものなら、公文書といえる。

被処分者は、引率中の出来事であり、まさに、生徒の生命、健康に最善の注意を必要とされる最中の行動に対しての投書内容とおもわれる。記載内容は、ただし書きに該当する。生命と健康にかかわる。だからこそ、投書がなされたともいえる。

処分庁のいう、条例には説明にもなっていないといえる。該当するという判断も誤りである。

- (コ) 「人事管理に関する情報が得られなくなる」ということについて、「処分に影響する～情報」なら、投書した人が公表される、されないことを考えても、いなくても、基本的に、処分等ということになれば、公表されることになるといえる。公表(全部でなくても)せざる得ない。

そもそも、処分権をもつ処分庁が、公正・中立的な立場でという表現をされることに疑問をもつ。なぜなら、情報の公開に対して、説明、(請求者が)理解しがたい、条例をのべて、説明したとされていることをみると、認めがたい。

開示しないと決めたら、(本件も含む)請求者が、どのような事を主張しても、聞こうとされない。

もし、聞く気があるということなら、本件で請求者が明らかにした、高校名について、誤りであるのか、誤りでないのか、誤りであるとしたら、論理の展開のどこに誤りがあるのか示してもらいたい。

さらに、展開の仕方・どのようにすれば正解が得られるのかどうかも示してもらいたい。これが公正、中立ということであるといえる。

- (サ) 「公正かつ円滑な人事の確保」ということをのべられるが、情報の公開がまず先決であり、職員住民等の信頼を得ることが求められてい

る。

処分庁の主張が、職務上から来ていることとしても、できるところは、実行する、公表、公開するというところを取り組まなければならない、信頼も、実績もえられないといえる。

(シ) 「確定的に明らかになるものではない」と記載されているから否定はしないということである。

そうであるなら、請求人の主張は認めるとなぜいけないのか、と思う。全面的開示を求めるものであるが、明らかになる情報については、最初から公開する姿勢をもってもらいたいということももうしあげたい。

そもそも、本件事案については、「原則公開」ということをすればよかったといえるし、最初から公表できないことは報告書には、記載しなければよかったといたい。

(ス) 「懲戒処分の公表基準」ということに問題がある。情報公開法の主旨に反しているといえる。行政がださないことを決めることに問題がある。情報のあつかいを含め、かわって行くのは、認識されていると思う。一度決めたから、かえないというのは、行政として、楽かもしれないが、住民サービスが目的の行政としては、許されない事である。

(3) 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回大まかに言って、2 点に絞られるが、一つは学校名の開示であり、もう 1 点は匿名の文書、手紙に関する開示を求めている。

学校名については、学校は全ての行事を公開しているわけである。そういう公開していることと今回開示された内容と突き合わせれば、どこの学校というのが特定できる。念のために、学校規模についても開示された文書には職員数や生徒数が書いてあるから、それを突き合わせれば、更に確定する。そういうことからすれば、なぜ学校名を明らかにしないのかが非常に理解しがたかった。学校という大きな組織であるから、その動きというのは年度当初に全て分かる。その分かっていることをあえて、事があつたからといって、不開示にすることは相当無理がある。そういう公にされているものから高校名については A 高校ということを一応特定した。これがもし違っていたら、私の主張も全面的に崩れるというふうに理解していただければよいと思っている。学校名が分からなくても日程表を見れば、何月何日にどこに行くというのは分かる。それから、5 クラスか 4 クラスぐらいの学校だというのが学年で 2 百何名ということから特定した。その二つを突き合わせ、それ以外に開示された文書を見れば、そこぐらいしか

なかったので、なぜそれを隠すのか。あまりにも初歩的なことを非開示にしているので、情報公開を求める立場としては、そんなところでもたもたしたくないのだが、常にそういう初歩的なことでブロックがかかるのだしたら、これからも困るので、今回の審査請求に至った。説明ができないような対応をしているということは、非常に無駄が多い。

今回の非開示にされている学校名、それから匿名の手紙に関して、どちらも責任を持って説明できる態勢で開示をするというのが一番良かったのではないかと思っている。何のために非開示にしているかと言うと、公開が原則なのに、斜めから見ると、非開示で行こうと決めたからその後全部そういうふうになっているのではないか。そのために何をしたかと言うと、説明できないようなことをせざるを得ないというような言い方が当たっているかどうかは分からないが、そういう行政の不備をあえて非公開という形で請求者に押し付けることについては、問題があるのではないかと思っている。これらの文書が隠されることによって、何を行政が守りたいのかということがある意味明確ではなかった。では、これを明らかにすれば何が出てくるかと言うと、行政に関心を持っている人が実際に特定された学校に出向いて行って、それについての問題提起や提言、やり取りができて、できたらその学校の今後に関しての、上から目線であるが、サジェスションができるのではないかと思っている。

それから今回の件は、学校名が関係しているところは公務員の行為についての文書である。学校の職員の行為であるということと、それから職員の勤務時間中における行為である。公務員の行為は全て公開がよいのではないか、あえてこの場合は駄目、この場合はよいという余分なことを考えるから、黒塗りにしたり、非公開にしたり、一部公開にしたりして、末端の職員は無駄な仕事をやらされているのではないかという気がしている。公務員の職務行為に関して言えば、公開が原則に従ってほしいと思っている。それから、公務員の職務行為は全て公開するというなれば、これこそ行政文書は行政だけの所有物ではなくなるということを特に言いたい。色々理屈を付けて開示をしないということになっているけど、これらはある意味自分たちが采配しているし、自分さえ分かればいいのだというところどこか公務員としての、優先順位というのか、上から目線というのか、そういうものを感じている。公文書は私的文書ではない。私的というのは、行政だけのものではないという扱いをしてもらいたいということで、基本的に全面公開を通してほしいということを強調したい。職務中のお酒だから、それを公開されれば、高校生ぐらいの生徒だったら少しからかったりするかもしれないし、そういう意味では個人の利益に反すると言われれば、ゼロではないのだが、言われたからといって、何かを失うものでもない。

深刻な言い方をすれば別だが、正直に「はい。」と言って、謝れば済むことだし、それをできないというのだったら、それは公務員としてはやっていけないのではないかと考えている。あえて職員のことに関して公開されれば不利益になるというふうに、未成熟な扱いをしては、逆に言えば職員に対して申し訳ない。やったことはやったというふうに全て開示すれば事が足りるのではないか。今回のことがそうして何か問題がありそうかなと思ったけど、ほとんどない。

それから、匿名の文書に少し触れたいと思うが、今回、匿名の文書ということで非公開になった。しかし、この文書をもとに何が行われたかと言うと、事情聴取を校長がしている。実際に処分に関わるような結果が出ている。こういうような職員それぞれの今後を左右する、その学校の在り方を左右するようなことがその匿名の手紙によって起因している。そういう重要な文書を全く見せないということはいかなるものかと思っている。逆に疑った言い方をすれば、極論だが、こういうやり方が可能ならば、匿名と称して手紙を出して、それをもとに職員の処分を何らかの形ですることもあり得るかもしれないという恐怖政治を職場に植え付けることにもなると思っている。だから、字で誰が言ってきたか分かるとしても、分かる可能性があったとしても、開示すべきと思っている。だから、当事者がわいせつ行為等に関係しているものであるならまた別だが、そうではない今回のような問題に関しては開示してもらいたい。匿名の手紙の場合にはその内容を全文打ち直して示したという事例をどこかで見たことがある。だから、そういう対応だってできたはずなのに、何も見せてもらえなかったら、本当は何なのか。実際にその内容どおりに調べて、内容どおりの事実確認がされて、処分が出たという段階を知りたかったのだが、元々がないので、何も知ることができない。今回の件に関しては、確かに字が分かって、学校関係者で、同じ学校の中だったり、保護者だったりしても、あの人が言ったのかみたいな目線は起きる可能性があるから、なかなか難しいところとは思うけど、やはり何らかの形で開示をしてほしい。もし全く非公開にしたいということだったら、最初から愛知県の教育行政としては開示できない、匿名についてはこういう扱いをするという根拠や基準を明確にしておかなければいけないだろう。その根拠や基準があるのかもしれないけど、見ていないので、ないという前提で述べると、それらがなくて、今回の対応を決めたとしたら、これは行政の対応としては非常に不備だというふうに断定する。今回はやめた方がよいのではないかとか、今回は公開しようかというのは、気分による行政行為だと断定したい。気分で行政をやられたら、サービスを受ける住民としては不適切な対応をされたということで、その問題が指摘されることになるので、もし決まっていなかったら、そういう明確なものを決めてほしい。基準を明確にしておかな

いと、実際に不開示にしたときに、担当者は十分な説明ができないので、説明ができないということはこれも行政としては不適切である。ある意味オーバーに言えば、違法だとも言える。説明責任を果たすということが情報公開の基本でもあるし、これからの行政の基本でもあるわけだから、それができないような行政システムだというのは、そのシステム自体にもゆがみと言うか、まだ不備なところがある。もしそうでなかったら、今回の請求を機に直してもらいたい。だから、今回の匿名の手紙に関しては、名前が書いてあったら別だが、それ以外は全面的に公開を求めたい。例えば、この文書が郵送されたとしたら封書があるわけだから、封書は愛知県教育委員会どことのことになっているはずだから、最低でもそれらのものがあるはずなのに、何もないというのは持参されたのかなという気がするし、本当はどういう形で提出されたのかすらも分からない。

それから、付け加えて言うが、今回の処分等に絡んでこの文書が機能しているわけだが、刑事事件においては、不当な証拠は証拠として採用しないというようなシチュエーションもあるわけだから、これが本当に公開できないようなものだったら、もしかしたらこれはいい加減なものでないのか、いい加減なもので何人かの人たちが処分を受けたということになるわけだから、これは由々しきことである。そういうことを疑われないためにも何らかの形で公開すべきではと思う。例えばこれがもし取消し裁判にかかったときに、提出命令がかかると、この文書は出さざるを得ないのではないかと思う。

最後にもう一回、高校名の件に戻るが、この情報を出すと特定されるから、開示できないという理由付けが今回もあったような気がするけど、それを逆にとると、今まで出された文書で明らかにできるものは隠せないということではないかという理屈に私も立ったので、今後、県教委としては、それらの言い分にきちっと対応できるような開示の仕方をお願いしたいと思うし、今回の件に関しては実際にできる部分があるのに、なぜできないのか。全面的な開示を求めるわけではなく、生年月日なんかは特に要求しているものではない。だけど、行政文書で非違行為の報告書のときに生年月日を書かせるようなこと自体がおかしいのではないか。途中でこの紙が失われたら、生年月日が外部に漏れてしまう可能性もあるし、行政としても自分たちが今まで出してきた公文書についてこれでいいのかどうか、なぜこの情報があるのかというようなことをきちっと見直すときではないのか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 28 年 7 月 5 日付けで教育委員会が訓告処分とした教員 8 名の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。別表の 1 欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 3 までのとおり特定し、それぞれ同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

ア 文書 1「非違行為報告書・申立書・意見書について（提出）」

当該文書は、被処分者の所属長である校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出したものであり、^{かがみ}鑑文、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、^{かがみ}鑑文には文書番号、送付年月日、校長の所属、氏名及び印影、標題、添付書類名等が記載され、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、事後措置等が記載され、投書が添付され、被処分者の申立書には被処分者の所属、職名及び氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見の内容等が記載されている。

イ 文書 2「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日及び場所、被処分者（審査の対象者）の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、事務局処分案、人事考査委員会の所見等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について」

当該文書は、被処分者の処分内容を決定するために、教育委員会が作成したもので、起案文、処分案及び通知案で構成されている。

起案文には、起案者氏名、題名、決裁者等の印影、伺い文等が記載されている。処分案には、処分の名称、被処分者の所属、職名、氏名、処分内容の要旨等が記載されている。通知案には、標題、被処分者の所属及び氏名が分かる部分を含む通知内容等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 投書は、投書者の意見が記載されており、その全体が投書者自身の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載した文書であることから、仮に開示した場合、その内容等から投書者が特定され、投書者自身に不利益な結果を招来したり、投書者の憶測に基づいて記載された事柄があたかも事実であるかのような誤解を招き、記載内容に関して投書者に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。

また、特定の個人を識別できないとしても、投書者自身の意見、心情等を記載したものを投書者の了解を得ずに公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 被処分者の申立書、校長の意見の内容及び事務局処分案等からなる処分経過が記載された部分は、個人の心情、規律違反の内容等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

エ 今回、審査請求の対象となった事案は、概要を公表しておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、被処分者の申立書、校長の意見の内容並びに処分経過が記載された部分は、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

また、投書は、実施機関が自ら収集した情報ではなく、投書者の自由な意思により実施機関に提供された情報であり、投書に限らずこのような形態で実施機関に提供される情報は、社会通念上、提供先である実施機関以外の者には開示されないことを前提に提供されたものであると認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

オ また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、職務の遂行

の内容に係る情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

さらに、当該部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロに該当しない。

カ よって、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、投書、被処分者の申立書、校長の意見の内容並びに処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした処分経過が記載された部分は、当該部分を公にすることが前提になれば、関係者の率直な意見が得られなくなるおそれがあり、教育委員会が公正・中立的な立場で適切な検討を行うことが困難となる。

また、投書は、教職員の処分に影響する非常に貴重な情報であって、これを公にすることが前提になれば、今後、関係者を含む広く一般の人が、意見の内容等が開示されることを意識して投書しなくなり、結果として人事管理に関する情報が得られなくなるおそれがある。

さらに、被処分者の申立書及び校長の意見の内容は、教員の任命権者である教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をせざるを得なくなる。

よって、これらの部分を公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、処分経過が記載された部分、投書、被処分者の申立書及び校長の意見の内容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、学校名を公開しない理由根拠について明確な説明がされておらず、公表されている年間計画表等から学校名が特定できる旨主張をしているが、学校名を不開示とした理由は、(2)において述べたとおりであり、また、年間計画表は年度当初の学校行事の予定を記載したものにすぎず、修学旅行の行先を北海道とした学校が確定的に明らかになるものではない。

なお、本件は、戒告以上の懲戒処分が行われた事案ではないため、「懲戒処分の公表基準」に定める事案の概要を公表する場合には当たらず、公

表しなかったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の愛知県立高等学校の教員が修学旅行の引率中に飲酒をしたことにより教育委員会が教員 8 名を訓告処分とした件に関するもので、文書 1 から文書 3 までの文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 は校長が非違行為報告書を作成し教育委員会へ提出した文書、文書 2 は教育委員会の人事考査委員会で処分の審査をした内容が記載された文書、文書 3 は処分内容を決定するための起案文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)アからウまでで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名を条例第 7 条第 2 号に、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 投書について

文書 1 の非違行為報告書に添付された本件の投書が修学旅行の引率中

に教員が飲酒をしたことの発見のきっかけとなったものであったように、一般に投書というものは、実施機関において貴重な情報となり得るものと認められる。

また、通常、県立学校に関して教育委員会に投書を出す者は、教育委員会が投書の内容に関し調査をすることは望んでいると考えられるが、公にされると認識した上で投書を出しているとはいえ、公にすると教育委員会に対し不信感を抱く可能性があると考えられる。

こうしたことから、投書の内容が一部でも公にされることとなると、関係者を含む広く一般の者が、公にされることを意識して、県立学校に関する具体的かつ率直な意見等を投書に記載することを躊躇し、あるいは、投書自体をしなくなるおそれがあり、その結果、教育委員会は、人事管理に関する情報の収集が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、投書を公にすることにより、教育委員会の人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分について

文書 1 の被処分者の申立書及び校長の意見書のうち校長の意見の部分並びに文書 2 のうち処分経過が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分を公にすることにより、教育委員会の人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定され

た情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、投書、被処分者の申立書、校長の意見並びに処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名について

(ア) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書番号は、本件の被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校を表す略字が含まれるものであり、特定の県立学校に所属する教職員の氏名は、被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校に所属する教職員のものであると認められた。

そして、被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校の名称が分かると、開示されている箇所の情報から、被処分者を識別することができるものと認められる。

その余の部分についても、いずれも被処分者を識別することができるものと認められる。

よって、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名（以下「被処分者の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、被処分者の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

(イ) 本件行政文書に係る訓告処分は、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」に該当するものでなく、実施機関が概要を公表するものではない。よって、被処分者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、被処分者は公務員ではあるものの、処分を受けたことは、当該教員の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、被処分者の氏名等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、被処分者の氏名等を公にすることが人の生命、健康等を保護するために必要であるとは認められないことから、同号ただし書口に該当せず、同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

- (ウ) 以上のことから、被処分者の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。
- ウ 投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分について

投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分は、前記(3)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

- (6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書1 非違行為報告書・ 申立書・意見書に ついて（提出）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> 文書番号 校長の所属、氏名及び印影 	第7条 第2号
	非違行為 報告書	<ul style="list-style-type: none"> 作成者の氏名及び印影 被処分者の所属、氏名及び生年月日 特定の県立学校に所属する教職員の氏名 	第7条 第2号
		<ul style="list-style-type: none"> 投書 	第7条 第2号及 び第6号
	被処分者 の申立書	全て	第7条 第2号及 び第6号
	校長の意 見書	<ul style="list-style-type: none"> 校長の所属、氏名及び印影 	第7条 第2号
<ul style="list-style-type: none"> 校長の意見 		第7条 第2号及 び第6号	
文書2 審査表	/	<ul style="list-style-type: none"> 被処分者の所属、氏名及び生年月日 	第7条 第2号
		<ul style="list-style-type: none"> 処分経過が記載された部分 	第7条 第2号及 び第6号
文書3 教職員の人事につ いて	起案文	なし	/
	訓告文案	<ul style="list-style-type: none"> 被処分者の所属及び氏名 文書番号 	第7条 第2号
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> 被処分者の所属及び氏名 文書番号 	第7条 第2号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.6	諮問（弁明書の写しを添付）
30.1.16	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30.4.27 (第548回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30.5.25 (第550回審査会)	審議
30.6.14	答申

答申第 874 号

諮問第 1528 号

件名：沖縄県警察への特別派遣について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 12 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 29 年 3 月 24 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

行政文書一部開示決定は、非開示の理由として、「公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析するなど将来におけるテロ等の犯罪行為を容易にし、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため」としている。非開示の標目は、派遣人数、派遣期間、任務、部隊編成表、所属別派遣人員、帯同車両数、装備等、及びフェリー利用に関する執行予定額、等となっている。

本件情報開示請求は、沖縄の高江ヘリパッド基地建設のための警備のため派遣された愛知県警察官に対する公金支出の違法・不当性を問う住民監査請求を目的としたものであって、下記のとおり非開示の理由には合理性が無く不当である。

(ア) 沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった。

(イ) かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない。

(ウ) 愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである。

(エ) 仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例として研究・分析を行い、テロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない。

(オ) ちなみに、審査請求人は警備計画や警察編成、個人の氏名や電話番号は開示を敢えて求めないことを付言する。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件審査請求の趣旨

a 条例の趣旨・目的

条例は前文において、情報の公開が公正で民主的な県政の基礎をなすものであり、情報を広く公開することが県が説明責任を果たすために不可欠であるとの認識の下に、県民の行政文書の開示を請求する権利を明確にして、情報の提供を充実させることにより透明性の高い県政を実現することに条例の趣旨があることを明らかにしている。

この趣旨のもと、条例 1 条は、行政文書の開示を請求する権利を定めること等により、「実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資すること」を目的とする旨、規定している。

b 警察法第 2 条第 2 項

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 2 項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定し、警察活動の公平性、中立性と基本的人権・自由に対する干渉がないよう、その権限の濫用を厳しく戒めている。

c 本件審査請求の趣旨

本件は、不開示情報の内、とくに条例 7 条 4 号（「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」）により不開示とされた部分の開示を求めるものである。

相手方は、今後の警備実施等の支障のおそれがあると主張し、上記条項に該当するとして、本件派遣に関するほぼ全ての情報を不開

示とする等、情報隠蔽の姿勢を鮮明にしている。こうした相手方の姿勢は、いっそうの情報公開を進め、県の説明の責務を果たし、県民の的確な理解と批判の下、公正で民主的な県政の実現を図るとした条例の目的をないがしろにするものである。また、相手方のかかる姿勢は、警察活動に対する的確な批判を不可能にし、不偏不党かつ公平中正を旨とし、基本的人権及び自由に干渉する警察権限の濫用を厳しく戒める警察法 2 条 2 項の趣旨にも著しく悖るものである。

警察活動に対する的確な批判を可能にし、警察権限の濫用を防止するために本件情報開示は不可欠である。

(イ) 「テロ等犯罪行為を企図する勢力」なる主張について

a 相手方の主張

相手方は、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行しようとする勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」旨の請求人の主張に対して、根拠のない抽象的な主張であって、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎず、合理性がないと主張している。

b 立証責任について

相手方の上記主張は、かかる勢力が存在しないことの根拠を請求人が示す責任があるかのごとき主張であるが、かかる主張は、情報開示に関する立証責任を請求人に負わせようとするもので誤りである。

条例 7 条 4 号のように「認めるにつき相当の理由があるとき」と実施機関の裁量性を承認する規定であっても、「おそれ」があることに関する立証責任が実施機関にあるとするのは定説である。本件においては、実施機関である相手方が「今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれ」の基礎となる事実について立証責任を負うのである。

したがって、判断の基礎として相手方が主張する「テロ等犯罪行為を企図する勢力」については、実施機関である相手方において根拠を示してその存在を立証しなければならず、請求人の主張を「単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎない」などと単に請求人の主張をおとしめることによって、「おそれ」が認められるものではない。

「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在は本件不開示理由に一貫する事実的基礎となっており、その存否は極めて重要な事実であるから、相手方において具体的にその存在を立証しなければなら

いのである。

仮にも抽象的に「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を主張するだけで、その存在が肯定されるようなことがあれば、テロの可能性にさえ言及すれば、警備活動に関するあらゆる情報を不開示とすることすら正当化されかねない。そのようなことを認めれば、民主的な批判によって警察権限の濫用に歯止めをかけようとする情報公開の趣旨は没却されるといわざるを得ない。

以上、「テロ等犯罪行為を企図する勢力」の存在を理由とする不開示処分は、その基礎となる事実を欠くものであり、本件不開示処分には合理性がない。

(ウ) 評価の不合理性

a 一律広範囲な不開示の不合理性

仮に相手方主張の「テロ等犯罪行為を企図する勢力」が存在するとの事実を前提とするとしても、本件情報を不開示とする相手方の評価は合理性を欠く。

審査請求書において述べた通り、本件情報開示の請求はすでに完了した「警備」活動に関するものであり、現実に「警備」活動に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は事後の情報の開示であったとしても、テロ等犯罪行為を企図する勢力が実例として研究、分析することによって、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

相手方が、公にすると警備実施等に支障を及ぼすとする情報は、「派遣期間に関する情報」、「派遣人員に関する情報」、「部隊運用に関する情報」、「服装、装備に関する情報」、「輸送、車両に関する情報」、「部隊宿舎に関する情報」、「予算執行額に関する情報」と多岐に及んでいる。

このように広範に及ぶ情報を一律に警備実施等に支障を及ぼすと不開示とするのはテロ等犯罪行為を企図する勢力の存在を前提としたとしても、合理性がないというべきである。

相手方自身が本件派遣に関する情報の内、公にすると将来の警備実施等に支障を及ぼす情報について「現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては」と限定をしていることから情報具体性いかんが警備実施等の支障の有無に影響を及ぼすことは明らかである。

以下、不開示とされた情報ごとに検討する。

b 「派遣期間に関する情報」、「派遣人員に関する情報」

これらはごく一般的で抽象的な情報に過ぎず（どの部署の誰が、いつからいつまで派遣されていた等という個別具体的な情報ではな

い)、この情報を開示したとしても、警備実施等に支障を及ぼすおそれはない。

相手方は、「派遣期間を見計らった攻撃を執行したり」、「派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり」し、「間隙を突いた対抗措置を講じることが可能とな」と主張するが、過去の派遣期間や派遣人数をどのように研究、分析することによって「間隙を突いた対抗措置」が可能なのか、相手方の主張は抽象的、一般的に過ぎ、単に相手方独自の主観的見解を述べるに過ぎないものであり、不開示処分には合理性がない。

また、相手方は、上記見解の前提として、「派遣期間」を公にすると「警備対象ごとの派遣期間や判断基準」が明らかになると主張しているが、派遣期間を公にすることによって、「判断基準」が明らかになるとするのは論理の飛躍が甚だしいといわざるを得ない。

同じく「派遣人員」を公にすると「警備対象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかになる」と主張しているが、不開示となっているのは単なる派遣の人数に過ぎず、これを公にすると「部隊編成、運用基準」が明らかになるとするのは同じく論理の飛躍が甚だしいといわざるを得ない。

以上の通り、派遣期間、派遣人員に関する情報を不開示とした判断は合理性を欠いている。

c 部隊運用に関する情報

相手方は、「警備部隊の具体的な任務表、部隊編成、担当区域分担、運用日程は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。」とし、「警備事象ごとの部隊編成、任務、運用基準等が明らかとなる」と主張している。

しかし、部隊運用に関する情報が公になると、「部隊の運用基準」が明らかになるとする理由は不明である。

d 「服装、装備に関する情報」、「輸送、車両に関する情報」及び「部隊宿舎に関する情報」

これらの情報中には警備活動に関する具体的な情報が含まれている可能性は否定しないが、服装、装備、輸送、車両及び部隊宿舎に関する情報中にも秘匿性のあるものとならないものが混在するものと考えられるのであり、これらに関する情報を一律に不開示とした判断は合理的ではない。

e 予算執行額に関する情報

相手方は、警備部隊の派遣に関する予算の具体的な金額を公にす

ると、「具体的な金額を他の一般的な情報と対照して計算することで、警備事象ごとの部隊の規模や運用体制等が明らかとなる」とするが、予算執行額のごときは抽象性の高い指標に関する情報に過ぎず、「部隊の規模や運用体制等」が明らかになるような情報とはいえない。仮に予算執行額から推測できる情報があるとしてもせいぜい派遣人数などの抽象度の高い情報に過ぎず、派遣人員に関する情報と同様、これを開示しないとする判断は合理性を欠く。

以上、予算執行額に関する情報が公になると今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとする相手方の判断は合理性がない。

f まとめ

相手方は「部隊宿舎に関する情報」を不開示とした理由に関し、「具体的な施設名等が明らかとなるため」「部隊宿舎となった施設に対する攻撃、侵入、業務妨害等の不法行為を執行したりすることが可能」になる旨を主張している。

部隊宿舎に対する攻撃等が現実的な想定であるか否かは措くとしても、「具体的な施設名」の不開示の理由として述べるところと、「派遣期間」、「派遣人員」及び「予算執行額」に関する各情報を不開示とする理由を比較すれば、後者に対する不開示理由が著しく抽象的で論理も飛躍しており、到底、合理的な説明となっていないことは明らかである。

よって少なくとも「派遣期間に関する情報」「派遣人員に関する情報」及び「予算執行額に関する情報」について不開示とした相手方の判断は合理性を欠くものであり、開示されなければならない。

ウ 意見陳述における主張

意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。なお、審査庁である公安委員会が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録が審査庁から提出されたが、その内容もおおむね同旨である。

(ア) 愛知県警機動隊派遣についての情報開示請求は、ほとんど黒塗りで、全く納得できるものではない。高江で行われた機動隊の暴挙は、住民弾圧のほか、何物でもない。警察法の目的である、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警察の責務は、個人の生命及び財産の保護に任じ、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることをもって、その責務とすると。こういう警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することはあってはならないと述べているが、沖縄県に派遣

された、愛知県警をはじめとする全国の機動隊が、沖縄で行ったことは、暴力、排除、虫けら扱い。住民を引きずり、首をロープで絞める。反対住民をビデオで撮影し、土人発言。工事車両を誘導し、住民に罵倒。90歳近い沖縄のおばあにけがをさせる。たくさんのけが人が続出し、これが交通の取締りなど、公共の安全秩序維持なのか。権限の濫用ではないといえるのか。誰が考えても、権限の濫用だと思う。高江の米軍北部訓練場ヘリコプター発着場建設をめぐり、2016年11月、反対住民を支援する弁護士が、東村高江の工事現場近くで、警察官に違法に約2時間通行を禁止され、精神的苦痛を受けたとして、損害賠償を求めた訴訟の判決が、2018年1月16日、那覇地裁であった。裁判長は、県警の制止行為やビデオ撮影について、いずれも原告の自由を制約するもので違法と判断し、慰謝料30万円の支払を命じた。こうした機動隊の行為は、これは一つの裁判の事例であるが、高江ではこのようなことは日常的に行われた。裁判ではっきりと違法と判断された。

警察法に違反してまで、このような行為がなぜ行われたのか。2016年6月の沖縄県議会選挙、7月の参議院選挙で10万票の差をつけ、高江の基地建設に反対という候補者が当選した。その僅か10時間後に、愛知県警含めて500名の機動隊によって強権が発動され、暴挙が行われた。唯一の解決策は、沖縄に基地を押し付けることであると。政権が進めているのは、安保法制の強行、特定秘密保護法、共謀罪による知る権利と表現の自由の規制、言論封じ込め。その先にあるのは、戦争できる日本である。そのために、沖縄辺野古に基地が必要であり、日本中を自由に飛び回ることができるオスプレイのための飛行場が、どうしても必要だからである。そこに、住民の反対を排除するため、機動隊員が派遣された。機動隊員の皆さんは、住民弾圧のために機動隊員になったのではないと思う。

(イ) 現在国会でも大問題になっている問題に関して、公文書とは、公的情報とは誰のものか、改めて考えさせられた。非開示の理由は不当なもので、正当なものではない。

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）ではその第1条に、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産であり、現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる目的があると記され、第4条では第1条の目的を達成するために、行政機関が意思決定に到達する過程や、事務・事業の実績・合理性が跡付けられ、又は検証できるようにすることが義務付けられている。公文書は私たち主権者のものである。

それでは、公的情報は誰のものか。昨年、日弁連が人権擁護大会を

開催し、シンポジウムも行われた。これは、非常に重要な問題提起だと思う。日本の情報公開は、いまだに広範な不開示理由が存在しており、現在でものり弁に例えられるぐらい、真っ黒にマスクされた一部開示なるものが、しばしばされている。そして、近年はこうした不開示問題に加え、南スーダン PKO 日報や、学校法人森友学園に対する国有地売却経緯に関わる資料の短時間での破棄、学校法人加計学園の獣医学部新設の加計文書の不存在扱い、原発事故をめぐる原子力災害対策本部の議事録の未作成、安全保障政策の大転換のきっかけとなった集団的自衛権の解釈改憲をめぐって内閣法制局が閣議決定前の内部検討の経緯を記した議事録の未作成など、明らかに重要な内容を含む公文書が早期に破棄されたり未作成であったりすることが大きな問題となっていると指摘されている。昨今では、今話題になっている森友問題の公文書では、もう日本の民主主義の根幹に関わる問題だと、こういうところまで来ている。

ところで、憲法は国民主権原理を明文で定めている。だとすれば、そのことだけからしても、公的情報は当然に国民のものであるというのが自然ではないか。情報公開が不十分にしか行われなかったとしたら、国民主権や民主主義はどのようになってしまうのだろうかとも、指摘されている。また、憲法第 21 条第 1 項は、表現の自由の保障を定めているが、その自由は言論・発言・発表の自由のみならず、表現の受け手の自由、すなわち知る権利も当然に含まれる。したがって、私たちには公的情報を知る権利があると、このように定義している。

(ウ) 以上 2 点の点から、今回の非開示理由を考える。

テロなど犯罪行為を企図する勢力が、これを実例として研究・分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙を突いた対抗措置を講じたりすることが可能になり、今後の警備実施等に支障を来すおそれがあるとの理由で、非開示にされた。

脅威・危険度の程度には、現実に差し迫った脅威、具体的な脅威、抽象的な脅威、リスクがある。例えば、今すぐ自宅に飛行機が墜落したり、晴れた日に散歩していて雷に打たれて死亡する確率は、ゼロではないが極端に低い。これがリスクである。現実に差し迫った脅威とは、目の前でテロリストが爆弾を起動させようとしている現実が典型的である。例えば、テロリスト組織が来月霞が関で爆弾テロを起こすと宣言すれば、具体的脅威と評価されると思う。他方、同じ組織が十数か国をテロ対象と名指しして、その中で日本が含まれた場合には、少なくとも抽象的な脅威があることは確かであるが、具体的な脅威とまでは言えないだろう。つまり、どれだけのテロの脅威が存在するかということである。日本では、テロよりも風呂場で滑って死ぬ確率

の方がはるかに高い。厚生労働省の人口動態統計によると、年間で4,000人以上の人が浴槽内で溺死している。家庭の風呂場で入浴中に意識障害を起こし溺死をする人が、2014年の1年間で4,866人、浴槽内での死亡件数は全体で15,000人に上るという統計がある。

今回、沖縄に派遣をされたこの愛知県警機動隊の情報不開示について、脅威・危険性の程度を全く検証することなく、テロを理由にすれば非開示になってもこれは通ると言わんばかりの理由は、全く納得がいかない。日弁連は、秘密の範囲について、民主主義のみならず、国家安全保障をも損なう過度な秘密指定によって、知る権利を危機に陥れ、民主主義を形骸化するということも指摘している。今、実際に国会ではそういうことが起こっている。このように、非開示は民主主義を形骸化するものである。よって、今回の黒塗り開示については、到底納得ができない。

- (エ) 愛知県警の本務は、愛知県民の生命・身体・財産の安全を守ることである。愛知県警職員が、5か月以上の長期にわたって、沖縄県高江のヘリパッド建設工事に派遣されたことは、警察の本務に反することである。公金を使って、愛知県民の民意に反する行為をしたことは、絶対に許されることではない。
- (オ) 開示された文書のほとんどが黒塗りで、その主な理由が、公にすることにより、テロ行為を敢行しようとする勢力などがテロなどの犯罪行為を容易にし、今後の警備実施などに支障を及ぼすおそれがあると認められたためとなっている。これは、長年にわたる沖縄の生きるための非暴力の抵抗と意思表示をテロなどの破壊行為と同一視するものであり、納得できない。本土・愛知県では、当たり前のように憲法で保障されている人権・環境権・平和的生存権は、沖縄では70年前の地上戦以来、日本に施政権が返還され、40年以上になる今も7割以上の米軍基地が集中するため、諸権利は日米地位協定に阻まれ、自治権は制限され、県民的抵抗を余儀なくされている。本件情報開示請求への不開示理由が、沖縄のこうした歴史への不見識を示すものであることを、憤りを持って指摘しておきたい。

今回情報開示を求めた、2016年7月から12月の愛知県を含む6都府県から500人の機動隊が派遣されたのは、当時の参議院選挙で基地建設に反対する候補者が10万票の大差で現職の辺野古推進の候補者を破って当選した、その僅か10時間後に始まった。これほどあからさまな弾圧は、1996年のSACO合意以来、安倍政権が初めてである。沖縄の民意からすれば、安倍政権のこの弾圧こそがテロであると断じざるを得ない。

私たちの税金が機動隊派遣という形で使われ、沖縄への加害責任を

負わせられることを承知することはできない。そのために、愛知県警の沖縄派遣に対して、詳細な情報開示を求める。国民主権や民主主義の原理に基づき、審査会での再検討を求める。

(カ) インタビュー記事に基づいて、2点だけ審査請求の理由について補充をしたい。

一つは、警察権力が対象であるがゆえに、情報公開の必要性はより高い。捜査中の秘密という問題はあるが、このような警備・公安警察については、情報公開の要因はより高い。

東京五輪でテロも警戒しないといけない、共謀罪が国会で審議される、司法制度改革もあって、警察の権限はどんどん強まっている。警察権力の肥大化が指摘されている。こうした中で警察権力の暴走を防ぐという意味では、情報開示をする。情報開示に基づいて、適切な批判の下に、警察権力の行使を負う。そのような民主的な統制の必要がますます強まっている。

第2点は、自治体警察が他府県へ応援に行くときに、国主導ということはない、あるべきではない。そのことについて元警察大学校長が法的にもこの沖縄県への他府県の機動隊の派遣は間違っているということを出言しているインタビュー記事がある。このことは非常に重い意味があると思う。この派遣期間とか派遣人数・予算金額まで不開示にするというような形の県警本部の公開の姿勢というのは、まさに違法行為を隠蔽するというふうにならざるを得ないものだと考えられるので、強く公開を求めたい。

不開示とした理由とされているテロ等犯罪行為を企図する勢力というもの自体があるかないか分からない。しかも、それを研究・分析して攻撃をするというようなことを助長するというおそれが、実際に人数とか派遣期間とか金額を明らかにすることによって、本当にそんなことがあるのかどうか、そういうリスクがあるのかどうかということを含めて検討をぜひよろしくお願ひしたい。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

(3) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

愛知県警察本部長は、平成 28 年 12 月 5 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して請求人が送付した、

「愛知県警（機動隊）の沖縄高江派遣について

- 1、派遣の根拠となる法律、条例
- 2、派遣の理由と経緯
- 3、派遣開始日時
- 4、派遣人数と所属
- 5、現地での業務内容
- 6、派遣に関わる予算
- 7、派遣先の滞在場所

以上がわかる文書。（請求日現在、警察本部警備課で管理するもの）」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 対象文書の調査

本件開示請求は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣についての根拠法令、経緯、業務内容、予算等に係る行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求は、愛知県警察本部警備部警備課の管理に係る行政文書を対象としていることから、同課において調査したところ、その対象となり得る行政文書の存在を確認した。

(ウ) 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の数が大量であることが判明したことにより、条例第 12 条第 1 項に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 45 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことで事務の遂行に著しい支障が生じるおそれが認められた。

そのため、条例第 13 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断の上、本件開示請求に伴って開示する行政文書のうち相当の部分につき開示決定等を行う期間を平成 28 年 12 月 5 日から平成 29 年 1 月 18 日までとし、残りの行政文書について開示決定等を行う期限を平成 29 年 3 月 27 日とする決定期間特例通知書（平成 28 年 12 月 19 日付け、備警発第 4581-1 号）を請求人に送付通知した。

(エ) 相当の部分の特定と一部開示決定

調査の結果、相当の部分として先行開示する行政文書を特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 1 月 17 日付け、備警発第 4581-2 号）により、請求人に通知した（同開示決定については、本件審査請

求の対象外)。

(ウ) 本件対象文書の特定と一部開示決定

調査の結果、残りの行政文書を別表の 1 欄に掲げるとおり特定し、条例の規定する不開示情報に該当する部分を不開示とした上で、行政文書一部開示決定通知書（平成 29 年 3 月 24 日付け、備警発第 926 号）により、請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書全般について

a 本件行政文書の性質

警察は、国の公安又は利益に係る犯罪のほか、各種の社会運動等に伴う犯罪又はそれらの犯罪が発生するおそれのある場合において、警察法第 2 条第 1 項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」に当たることを責務としている。

このため、デモ・集会等が実施される場合において必要があると認められる場合、警察は参加者の安全確保、一般交通の安全と円滑の確保及び犯罪の未然防止を図るため、部隊を運用し治安の維持活動（以下「警備実施」という。）を行っている。

本件行政文書は、いずれも警備実施に係る行政文書である。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条は、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件行政文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第 7 条第 2 号

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(b) 条例第 7 条第 4 号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(c) 条例第 7 条第 6 号

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 別表の 1 欄に掲げる文書 1 (以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。)

文書 1 は、警察庁警備局警備課長が、沖縄県警察への特別派遣に係る派遣期間、派遣部隊、人員等について、関係都府県警察本部長等に連絡したものである。

文書 1 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 派遣期間及び人員

(a) 派遣期間に関する情報

警備部隊の具体的な援助派遣期間、日程は、派遣先及び派遣元の体制、警備実施活動の具体的な内容、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの派遣期間や判断基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣期間を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(b) 派遣人員に関する情報

警備部隊の具体的な派遣人員数は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

b 警察庁職員の氏名が分かる部分

警察庁職員の氏名については、その職務の特殊性から、慣行として公にしているもの等を除き、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。

また、警察庁職員は、犯罪行為の対象となり得る人であって、氏名等個人を特定する情報を公にした場合、特定の職員個人に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

c 警察電話番号

警察電話番号は、警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号であるが、同電話機は随時、関係所属間等における事務の遂行に必要な連絡のために使用されており、また、外部の一般電話回線による接続も可能であることから、これを公にした場合、特定の警察職員個人に対して脅迫、誹謗中傷^{ひぼう}が加えられたり、事務妨害を目的とした架電により長時間にわたって回線を使用されたりするなど、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 6 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(ウ) 文書 2

文書 2 は、沖縄県警察への警察職員の特別派遣に伴い、沖縄県警察本部長が、人員、車両、装備、運用計画等特別派遣部隊の活動に関する細部事項を定め、関係都府県警察本部長等に通報したものである。

文書 2 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 警察内線 FAX 番号

警察内線 FAX 番号は、関係所属等に警察組織内の連絡用として設置された FAX 電話機の電話番号であるが、同 FAX 電話機は随時、関係所属間等における事務の遂行に必要な文書の送受信のために使用されており、また、外部の一般電話回線による接続も可能であることから、これを公にした場合、事務妨害を目的とする架電、文書の送信等が行われ、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 6 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

c 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分

警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある。また、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書イ、ロ及びニにおいて不開示情報から除外されているものにも該当しない。

したがって、条例第7条第2号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

- d 沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制が分かる部分
沖縄県警察本部警備部警備第二課における各係の事務分掌及び具体的な人数は、同県の業務量、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、当該係の対処能力が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを研究、分析することで、当該係の対処能力に応じて各種活動を巧妙化、潜在化させることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

- e 別添1 援助要求人員・派遣期間及び帯同車両一覧表の詳細が分かる部分、別添2 部隊運用計画の詳細が分かる部分、別添3 部隊帯同装備及び部隊宿泊先の詳細が分かる部分並びに別添4 特別派遣部隊入(離)県申告実施要領のうち「日時」の一部、「申告要領」の一部及び部隊整列図の詳細が分かる部分

- (a) 派遣期間に関する情報

前記(i) a (a)に同じ。

- (b) 派遣人員に関する情報

前記(i) a (b)に同じ。

- (c) 部隊運用に関する情報

警備部隊の具体的な任務表、部隊編成、担当区域分担、運用日程は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊編成、任務、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを実例として研究、分析することで、具体的な対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示と

したものである。

(d) 服装、装備に関する情報

警備部隊の具体的な服装、帯同装備資機材は、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警察が使用する装備資機材やその運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊の帯同装備品等の対処能力に応じた対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(e) 輸送、車両に関する情報

警備部隊の輸送計画、輸送日程、帯同車両は、派遣期間、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの輸送規模、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊の輸送に応じた対抗措置を講じたり、各種活動を巧妙化、潜在化させたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(f) 部隊宿舎に関する情報

警備部隊の宿舎は、派遣期間、派遣人員の規模、派遣先における任務、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの部隊規模、部隊拠点の選定基準、具体的な施設名等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、部隊宿舎の環境、地勢等に応じた対抗措置を講じたり、部隊宿舎となった施設に対する攻撃、侵入、業務妨害等の不法行為を執行したりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

(エ) 文書 3

文書 3 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 3 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装・装備等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊長会議」の詳細及び「2 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 所属別派遣人員並びに別表第 3 帯同車両等の詳細が分かる部分

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d) に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f) に同じ。

(オ) 文書 4

文書 4 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 4 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」及び「2 部隊車両の輸送」の詳細、「3 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表並びに別表第 2 所属別派遣人員

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(カ) 文書 5

文書 5 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 5 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「帯同車両等」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 ○○の入県」の詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表、別表第 3 所属別派遣人員並びに別表第 4 帯同車両等の詳細

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(キ) 文書 6

文書 6 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 6 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細、「2 部隊宿舎」並びに別表部隊編成表

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d) に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f) に同じ。

(ク) 文書 7

文書 7 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 7 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」の詳細、「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 部隊宿舎」、別表第 1 部隊編成表並びに別表第 2 所属別派遣人員

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(ケ) 文書 8

文書 8 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 8 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「任務」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表並びに別表第 3 所属別派遣人員

- (a) 派遣期間に関する情報
前記(イ) a (a)に同じ。
- (b) 派遣人員に関する情報
前記(イ) a (b)に同じ。
- (c) 部隊運用に関する情報
前記(ウ) e (c)に同じ。
- (d) 服装、装備に関する情報
前記(ウ) e (d)に同じ。
- (e) 輸送、車両に関する情報
前記(ウ) e (e)に同じ。
- (f) 部隊宿舎に関する情報
前記(ウ) e (f)に同じ。

(コ) 文書 9

文書 9 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴い、愛知県警察本部長が、警備部隊の派遣期間、派遣人員、服装・装備、輸送

計画、部隊宿舎等派遣に係る事項を定め、関係所属長に通達したものである。

文書 9 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 警察電話番号

前記(イ) c に同じ。

b 別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「任務」、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分、別表第 1 部隊編成表、別表第 2 部隊編成表並びに別表第 3 所属別派遣人員

(a) 派遣期間に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (b) に同じ。

(c) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(d) 服装、装備に関する情報

前記(ウ) e (d) に同じ。

(e) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(f) 部隊宿舎に関する情報

前記(ウ) e (f) に同じ。

(イ) 文書 10

文書 10 は、愛知県警察職員の沖縄県警察への特別派遣に伴う部隊輸送のためのフェリー利用に係る予算執行書類である。

文書 10 について、条例に基づき不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

a 「2 輸送車両」、「5 輸送日時及び場所」並びに「7 執行予定額」

(a) 派遣人員に関する情報

前記(イ) a (a) に同じ。

(b) 部隊運用に関する情報

前記(ウ) e (c) に同じ。

(c) 輸送、車両に関する情報

前記(ウ) e (e) に同じ。

(d) 予算執行額に関する情報

警備部隊の派遣に係る予算の具体的な金額については、派遣期間、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、輸送計画その他警備

情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定している。

これを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、具体的な金額を他の一般的な情報と対照して計算することで、警備事象ごとの部隊の規模や運用体制等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第 7 条第 4 号に基づき、当該情報を不開示としたものである。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、審査請求書において、処分庁の決定に対して 5 項目を列挙し、本件処分が「合理性が無く不当である」等と主張している。

しかしながら、「沖縄及び愛知県下においてテロ行為を敢行する勢力は存在しなかった」、「かかる勢力が将来存在するという蓋然性はない」及び「仮にテロ行為を敢行してよいとする勢力が存在するとしても、過去の実例としてテロ行為を容易にすることに役立つとは考えられない」とする主張については、いずれもいかなる根拠に基づいているのかが定かでなく、そもそも具体性のない抽象的な表現にとどまることからすれば、単に請求人独自の主観的見解を主張したものに過ぎないといわざるを得ず、そこに合理的な理由を認めることはできない。

また、請求人は、本件処分の不当性として、「愛知県警察官の沖縄への派遣はすでに完了しており、また開示請求対象は、高江ヘリパッド工事基地建設に限定されたものである」という理由を提示している。

しかしながら、前記イで詳述したとおり、「すでに完了」した警備実施の情報及び「高江ヘリパッド工事基地建設」に限定した情報であっても、現在及び将来の警備実施に通じる具体性を有しているものについては、これを公にした場合、テロ等犯罪行為を企図する勢力が事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を執行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となるため、将来的な警備実施等に支障を及ぼす蓋然性が認められる。本件不開示情報はいずれもこれに該当するもので、条例第 7 条第 4 号に基づいて犯罪捜査等情報として不開示とするための、「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、請求人の主張は理由

がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、沖縄県内の重要施設の警戒警備に関し、沖縄県警察に対して行われた愛知県警察職員の特別派遣についての根拠法令、経緯、業務内容、予算等に係る文書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記 3(3)イで処分庁が説明するのとおりであると認められる。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、警察庁職員の氏名が分かる部分を条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分を同条第 2 号に、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号を同条第 6 号に、その余の部分と同条第 4 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分並びに警察庁職員の氏名が分かる部分（以下「警察職員等の氏名が分かる部分」とい

う。) について

警察職員等の氏名が分かる部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ところで、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 3 条の 2 により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。当審査会において処分庁に確認したところ、警察職員等の氏名が分かる部分に記載された職員は、警部補及び同相当職以下の職員であるとのことである。したがって、警察職員の氏名等が分かる部分は、同号ただし書ハに該当しない。

また、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イには該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、警察職員等の氏名が分かる部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 条例第 7 条第 4 号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 4 号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 警察庁職員の氏名が分かる部分について

警察庁職員の氏名が分かる部分は、前記(3)において述べたとおり、条例第 7 条第 2 号に該当することから、同条第 4 号該当性について判断するまでもなく、不開示情報に該当する。

ウ その余の部分について

処分庁が条例第 7 条第 4 号に該当するとして開示しないこととした部分のうち、警察庁職員の氏名が分かる部分以外の部分は、前記 3(3)イ(イ)a、(ウ)d 及び e、(エ)b、(オ)b、(カ)b、(キ)b、(ク)b、(ケ)b、(コ)b 並びに

(㉞) a の各項目のとおりである。当審査会において本件行政文書を見分したところ、当該部分は、当該各項目にそれぞれ掲げるとおり、沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制に関する情報、派遣期間に関する情報、派遣人員に関する情報、部隊運用に関する情報、服装及び装備に関する情報、輸送及び車両に関する情報、部隊宿舎に関する情報並びに予算執行額に関する情報のいずれかが記載された部分であると認められる。

(㉟) 沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制に関する情報について

処分庁によれば、沖縄県警察本部警備部警備第二課における各係の事務分掌及び具体的な人数は、同県の業務量、警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これを公にした場合、当該係の対処能力が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを研究、分析することで、当該係の対処能力に応じて各種活動を巧妙化、潜在化させることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

沖縄県警察本部の対処能力が明らかになれば、その能力に応じて犯罪行為が企図されるおそれがあると考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(㊱) 派遣期間に関する情報、派遣人員に関する情報、部隊運用に関する情報、服装及び装備に関する情報、輸送及び車両に関する情報、部隊宿舎に関する情報並びに予算執行額に関する情報について

処分庁によれば、これらの情報に係る事項は、派遣先及び派遣元の体制、派遣先における任務、警備実施活動の具体的な内容、部隊の規模、警備実施現場の地理地勢、その他警備情勢の実態等を総合的に勘案した上で決定しているとのことである。

また、これらを公にした場合、たとえ当該派遣の終了後であっても、警備事象ごとの警察力の規模、部隊編成、運用基準等が明らかとなるため、テロ等犯罪行為を企図する勢力がこれを事例として研究、分析することで、派遣の規模を見計らった攻撃を決行したり、間隙をついた対抗措置を講じたりすることが可能となり、今後の警備実施等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点については、審査請求人の主張するとおり、当該派遣は既に完了しているため、これらの情報を公にしたとしても、当該派遣に係る警備実施等に支障が生じることはない。しかしながら、今後、同種又は類似の警備実施等のための派遣が行われた場合には、完了した派

遣に係る情報が研究、分析されることにより、その警備実施等に支障が生じる可能性も考えられることから、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

(ウ) 以上のことから、これらの情報は、条例第 7 条第 4 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、警察電話番号は警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号であり、警察内線 FAX 番号は、関係所属等に警察組織内での連絡用に設置された FAX 電話機の番号であるとのことである。

警察の業務は、一般に検挙や規制を伴うものであることから、これらの番号を公にした場合には、被疑者及び関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電、文書の送信等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、警察電話番号及び警察内線 FAX 番号は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 ・沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成 28 年 8 月 3 日付け、警察庁丁備発第 318 号） ・沖縄県警察への特別派遣について（通知）（平成 28 年 9 月 14 日付け、警察庁丁備発第 372 号）	警察庁職員の氏名が分かる部分	第 7 条第 2 号及び第 4 号
	派遣期間及び人員	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 2 警察職員の援助要求にかかる細部事項について（申・通報）（平成 28 年 7 月 12 日付け、沖備二第 3877 号）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分	第 7 条第 2 号
	沖縄県警察本部警備部警備第二課実施第二係の体制が分かる部分	第 7 条第 4 号
	<ul style="list-style-type: none"> ・別添 1 援助要求人員・派遣期間及び帯同車両一覧表の詳細が分かる部分 ・別添 2 部隊運用計画の詳細が分かる部分 ・別添 3 部隊帯同装備及び部隊宿泊先の詳細が分かる部分 ・別添 4 特別派遣部隊入（離）県申告実施要領のうち「日時」の一部、「申告要領」の一部及び部隊整列図の詳細が分かる部分 	第 7 条第 4 号
	警察内線 FAX 番号	第 7 条第 6 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 3 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 7 月 14 日付け、備警発甲第 137 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装・装備等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊長会議」の詳細及び「2 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員 ・別表第 3 帯同車両等の詳細が分かる部分 	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号

文書 4 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 8 月 3 日付け、備警発甲第 143 号）	・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」及び「2 部隊車両の輸送」の詳細、「3 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 5 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 8 月 15 日付け、備警・備総発甲第 147 号）	・別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「帯同車両等」、「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 〇〇の入県」の詳細が分かる部分 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 ・別表第 4 帯同車両等の詳細	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 6 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 9 月 6 日付け、備警発甲第 160 号）	・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細、「2 部隊宿舎」 ・別表 部隊編成表	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 7 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 9 月 27 日付け、備警発甲第 170 号）	・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「服装等」の詳細、「輸送計画」の詳細、備考欄の「1 部隊引継」の詳細及び「2 部隊宿舎」 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 所属別派遣人員	第 7 条第 4 号
	警察電話番号	第 7 条第 6 号
文書 8 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 10 月 31	・別記のうち「区分」、「派遣期間」、「派遣人員等」及び「服装等」の詳細、「任務」、	第 7 条第 4 号

<p>日付け、備警・備総発甲第 179 号)</p>	<p>「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 	
	<p>警察電話番号</p>	<p>第 7 条第 6 号</p>
<p>文書 9 警備部隊の沖縄県警察への援助派遣（通達甲）（平成 28 年 11 月 15 日付け、備警発甲第 187 号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別記のうち「派遣期間」、「派遣人員等」の詳細、「任務」、「服装等」及び「輸送計画」の詳細、「部隊宿舎」、備考欄の部隊間の引継ぎの詳細が分かる部分 ・別表第 1 部隊編成表 ・別表第 2 部隊編成表 ・別表第 3 所属別派遣人員 	<p>第 7 条第 4 号</p>
	<p>警察電話番号</p>	<p>第 7 条第 6 号</p>
<p>文書 10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 2865 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 3229 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 3961 号）のうちの予算執行額が分かる部分 ・部隊派遣に伴うフェリー利用について（平成 28 年備警発第 4577 号）のうちの予算執行額が分かる部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2 輸送車両」 ・「5 輸送日時及び場所」 ・「7 執行予定額」 	<p>第 7 条第 4 号</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 7. 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
29. 8. 31	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
30. 1. 24	審査庁が実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の記録を審査庁から受理
30. 2. 27 (第544回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
30. 3. 19 (第546回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 6. 21 (第551回審査会)	審議
30. 7. 10	答申